

新型コロナウイルスによる感染に関する対応について

濃厚接触者の定義が国の対処方針として変更され、5日間となりました。

そのことを踏まえて、罹患者が生じた際の対応について以下のとおりとします。

罹患者（陽性と判定された者）は、保健所等の指示により自宅待機期間の間は試合に出場することはできません。

罹患者との濃厚接触者として、保健所や大学に特定された場合には自宅待機期間は出場することはできません。

チームとしての試合への参加は当該大学が活動停止を指示していない限り、個別の陽性者や濃厚接触者の出場は不可であっても人数が揃えばチームは出場できます。当該大学が活動停止と指示している場合を除き、罹患者が生じたから出場できることはありません。

ただし、発熱者が複数名（概ね3名以上）生じた場合には、状況によって、出場の可否を判断することがあります。

試合当日、受付で発熱（37.5℃）以上が判明した場合、会場には立ち入らず出場不可。

試合当日、起床時に発熱（37.5℃）以上が判明した場合、会場に移動せず自宅待機、出場不可。

以下の項目を新設し、追加でガイドラインに加えます。

5. 大会参加もしくは個別の試合の参加（出場）の可否判断

個別の試合の参加の可否判断を主催者である関西女子学連として判断することがある。

大学の判断がなされず、個別の試合の参加の可否判断が必要となる場合には、連盟理事長と副理事長が協議し、当該大学の責任者と協議が可能であれば行い、個別の試合への参加の可否を判断することがある。

選手個人の出場の可否を判断する場合とチームとしての試合の参加可否を判断する場合がある。

新型コロナウイルスに罹患した選手、スタッフは会場への入場をお断りするが、罹患者との最終接触によっては、接触者についても参加の可否判断の対象とする。

また、濃厚接触者と特定され、自宅待機の指示された場合、自宅待機期間は出場することはできません。